

京都市告示第101号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成29年4月26日

京都市長 門川大作

道路の種類            市道  
供用開始の期日        告示の日  
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
山科大宅緯 17号線	山科区大宅山田23番地地先内	旧	メートル 16.30	メートル 6.90
		新	16.30	7.47 ~ 7.61

(建設局土木管理部道路明示課)